

1 【7 祭祀財産の承継者指定申立事件】

2 平成27年(家)第××号 祭祀財産の承継者指定申立事件【注1】

3 審 判

4 本 籍 A県B市C町××番地

5 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 花 子

7 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

8 本 籍 A県F市G町××番地

9 住 所 A県F市G町×丁目×番×号

10 相 手 方 乙 山 太 郎

11 同手続代理人弁護士 □ □ □ □

12 本 籍 A県B市E町××番地

13 最後の住所 A県B市E町×丁目×番×号

14 被 相 続 人 乙 山 春 香

15 (平成25年12月1×日死亡)

16 主 文

17 1 被相続人の以下の祭祀財産の承継者を申立人と定める。

18 (1) 下記墓地の使用権と同墓地上の墓石1基

19 記

20 所 在 A県B市E町×丁目×番×号 I霊園

21 墓地区分 J区××

22 墓地番号 ×番

23 (2) 仏壇・仏具一式

24 (3) 位牌2柱

25 ア 戒 名 ○○○○○○○○

1 俗 名 乙山吾郎
2 戒 名 ○○○○○○○○
3 俗 名 乙山夏美
4 イ 戒 名 ○○○○○○○○
5 俗 名 乙山一郎

6 2 手続費用は各自の負担とする。

7 理 由

8 第1 申立ての要旨

9 本件は、被相続人の相続人である申立人が、被相続人の祭祀財産の承継者を
10 申立人と定めるよう申し立てた事案である。

11 第2 当裁判所の判断

12 1 本件記録によると、次の事実が認められる。

13 (1) 当事者等

14 ア 申立人（昭和37年生）は、乙山一郎（昭和6年生，平成13年11月
15 ×日死亡。以下「一郎」という。）及び被相続人（昭和8年生，平成25
16 年12月1×日死亡）との間の長女である。

17 イ 相手方（昭和33年生）は、一郎と被相続人との間の長男である。

18 ウ 申立人及び相手方のほかに被相続人の相続人はいない。

19 なお、申立人にはその夫との間に、相手方にはその妻との間に、それぞ
20 れ、一男一女がいる。

21 (2) 本件祭祀財産等

22 ア 被相続人の祭祀財産は、次のとおりである（以下、(ア)から(ウ)までを併せ
23 て「本件祭祀財産」という。）。

24 (ア) 下記墓地（以下「本件墓地」という。）の使用権と本件墓地上の墓石
25 1基（以下「本件墓石」といい、本件墓地と併せて「本件墳墓」という。）

記

所在 A県B市E町×丁目×番×号 I 霊園

墓地区分 J区××

墓地番号 ×番

(イ) 仏壇・仏具一式 (以下, 併せて「本件仏壇」という。)

(ウ) 位牌2柱 (以下, それぞれ「本件位牌①」, 「本件位牌②」という。)

① 戒名 ○○○○○○○○

俗名 乙山吾郎

戒名 ○○○○○○○○

俗名 乙山夏美

② 戒名 ○○○○○○○○

俗名 乙山一郎

イ 本件墳墓には, 一郎及び一郎の実父乙山吾郎 (昭和50年死亡。以下「吾郎」という。) 及び実母乙山夏美 (昭和43年死亡。以下「夏美」という。) が葬られている。

(3) 被相続人死亡に至るまでの経緯

ア 吾郎は, 妻である夏美が死亡した後, 本件墓地の使用権を得て, 本件墓石を建立して夏美を本件墳墓に葬り, 吾郎自身も同所に葬られた。

一郎は, 吾郎死亡後, 同人が購入した本件仏壇を承継し, 本件位牌①を作った。また, 一郎は, 本件墓地の使用権及び本件墓石を承継して墓地使用者としてその年間管理費を負担し, 吾郎及び夏美の法要を執り行っていた。

イ 一郎は, 平成9年頃から病を患い, 以降入退院を繰り返すようになった。

申立人は, その頃, 家族と共に夫の転勤先であるK県で暮らしていたところ, 平成11年, 一郎及び被相続人 (以下, 併せて「被相続人ら」とい

1 う。)から、被相続人の最後の住所地にある居宅を二世帯住宅（以下「本
2 件住宅」という。）に建て直し、申立人一家が将来A県に戻ってきたとき
3 には、本件住宅で被相続人らと同居してほしいとの申し入れを受け、これ
4 を了承した。なお、当時、相手方も、被相続人らと申立人一家との同居に
5 賛成していた。

6 ウ 一郎は、平成13年11月、死亡した。被相続人は、喪主として、一郎
7 の葬儀を執り行い、相手方もこれを手伝った。

8 その後、被相続人は、本件墓地の使用権及び本件墓石を承継して本件墳
9 墓に一郎を葬った。また、被相続人は、本件仏壇及び本件位牌①を承継し
10 て本件位牌②を作り、更に、平成14年に一周忌を、平成15年に三回忌
11 を、平成19年に七回忌を、それぞれ執り行った。また、被相続人は、平
12 成19年には吾朗の三十三回忌を執り行った。

13 エ 被相続人は、平成21年ころから、体調を崩しがちになった。申立人一
14 家は、当時、申立人の夫の転勤先である近県のL県に住んでいたが、翌年
15 春から、申立人の長女が本件住宅に移り住み、被相続人と暮らすようにな
16 った。

17 被相続人は、平成25年1月、申立人やその長女の助力を得ながら、一
18 郎の十三回忌を執り行ったが、その後同年春頃から、入退院を繰り返すよ
19 うになった。これに伴い、申立人も、本件住宅に泊まり込んで被相続人の
20 看護や介護に当たることが多くなった。また、申立人は、被相続人が入院
21 する際には、入院同意書に署名し、第一保証人及び緊急連絡先となり（第
22 二保証人には相手方がなった。）、病院から被相続人の診療計画について
23 説明を受け、また、介護サービス会社の親族緊急連絡先の第一順位（第二
24 順位は申立人の長女、第三順位は相手方がなった。）になるなどした。更
25 に、申立人は、一郎の死亡後被相続人が行っていた本件墓地の年間管理費

1 を、被相続人に代わって支払うようになった。

2 (4) 被相続人死亡及びその後の経緯

3 ア 被相続人は、平成25年12月1×日、死亡した。

4 相手方は、平成26年に入ってから、一郎及び被相続人の相続に関し、
5 遺産分割調停を申し立てたところ、平成27年2月、本件住宅を申立人が
6 取得することなどを内容とする調停が成立した。これを受けて、申立人一
7 家は、同年3月、かねてから申立人の長女が住んでいた本件住宅に移り住
8 んだ。

9 イ 申立人は、平成27年3月、I霊園から、未了のままとなっていた本件
10 墓地の使用者の名義変更手続を催促されたことから、被相続人の祭祀財産
11 の承継者を申立人と定めることを求めて当庁に調停を申し立てたが（A家
12 庭裁判所B支部平成27年（家イ）第××号）、同年8月、同調停は不成
13 立となり、本件審判手続に移行した。なお、被相続人の遺骨は、申立人が、
14 本件住宅において保管している。【注2】

15 ウ 申立人は、被相続人の死亡後も引き続き本件墓地の年間管理費を支払い、
16 また、平成26年12月には、被相続人の一周忌を執り行った。本件住宅
17 に転居した後は、一郎の月命日に本件墳墓に墓参りを行い、本件住宅で本
18 件仏壇及び本件位牌①、②を管理し、供養している。一方、相手方も、お
19 彼岸や盆、正月の折などに、相手方の妻を連れて本件墳墓に墓参りを行う
20 などしている。

21 申立人及び相手方はいずれも、今後、本件被相続人らの法要を執り行う
22 意向を示している。

23 2(1) 以上の事実関係の下で判断するに、まず、本件記録を精査してみても、本
24 件においては、被相続人による祭祀財産の承継者の指定があったとは窺えず、
25 また、祭祀財産の承継者を定める慣習があるとも認められない。

1 そうすると、民法897条2項により、家庭裁判所がこれを定めるべきこ
2 ととなる。

3 (2) 祭祀財産の承継者を指定するに当たっては、承継候補者と被相続人との身
4 分関係や過去の生活関係、被相続人の意思、承継候補者の祭祀主宰の意思や
5 能力等諸般の事情を総合して判断するのが相当である。【注3】

6 (3) これを本件について見てみるに、前記1で認定した事実によれば、①被相
7 続人は、申立人一家と同居することを前提に本件住居を建築し、一郎が死亡
8 した後、体調を崩しがちになってからは、申立人の長女と同居するようにな
9 ったこと、②当時、申立人は、近県に居住していたものの、被相続人が入退
10 院を繰り返すようになると、頻繁に本件住居に泊まり込んで被相続人看護・
11 介護に当たり、被相続人も、病院・介護サービスの面で申立人を第1順位の
12 連絡先にするなど、申立人を頼りにしており、両者は緊密な関係にあったこ
13 と、③申立人は、被相続人が、死亡前、体調がすぐれない中、一郎の十三回
14 忌法要を執り行うのを支え、本件墓地の年間管理費を被相続人に替わって支
15 払うようになったこと、④被相続人の死亡後、相手方も、申立人と被相続人の
16 家族葬を執り行い、お彼岸や盆、正月の折などに、相手方の妻を連れて本件
17 墳墓に墓参りを行うなどしていたものの、申立人においては、本件墓地の年
18 間管理費を負担するとともに、本件住宅に転居した後は、本件仏壇及び本件
19 位牌①②を管理・供養し、本件墳墓にも頻繁に墓参しており、また、被相続
20 人の一周忌も執り行ったというのであるから、現状、実質的に祭祀を主宰し
21 ているのは申立人であること等を指摘することができ、その他本件に現れた
22 一切の事情を併せ考えれば、被相続人の祭祀財産は申立人に承継させるのが
23 相当である。

24 3 よって、主文のとおり審判する。【注4】

25 平成27年11月×日

1 A家庭裁判所B支部

2 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

3 【注1】祭祀財産承継者全般につき、伊東正彦「祭祀の承継」岡崎学＝野田愛子編『講座・
4 実務家事審判法3』27頁以下（日本評論社，1989年），西岡清一郎「祭祀承継と相
5 続」梶村太市＝雨宮則夫『現代裁判法体系⑫〔相続・遺言〕』93頁以下（新日本法規，1
6 999年），宮崎幹朗「9 祭祀財産の承継」野田愛子＝梶村太市ほか編「新家族法実務体
7 系第3巻相続〔I〕－相続・遺産分割－」129頁以下（新日本法規，2008年）参照

8 【注2】被相続人の遺骨・遺体の承継を巡る議論につき、潮見佳男『相続法第5版』89頁
9 以下（弘文堂，2014年），最高裁判所昭和63年（ネ）第969号平成元年7月18日
10 第三小法廷判決『家庭裁判月報』41巻10号128頁以下（1989年）参照。被相続人
11 の遺骨の帰属についても審判が求められた場合，主文としては，「被相続人の遺骨の取得
12 者を○○と定める。」と書く例が多い。

13 【注3】祭祀承継者指定の一般的判断基準として，東京高裁平成18年4月19日決定は，
14 「承継候補者と被相続人との間の身分関係や事実上の生活関係，承継候補者と祭具等との
15 間の場所的關係，祭具等の取得の目的や管理等の経緯，承継候補者の祭祀主宰の意思や能
16 力，その他一切の事情（例えば利害関係人全員の生活状況及び意見等）を総合して判断す
17 べきであるが，祖先の祭祀は今日もはや義務ではなく，死者に対する慕情，愛情，感謝の気
18 持ちといった心情により行われるものであるから，被相続人と緊密な生活関係・親和関係
19 にあって，被相続人に対し上記のような心情を最も強く持ち，他方，被相続人からみれば，
20 同人が生存していたのであれば，おそらく指定したであろう者をその承継者と定めるのが
21 相当である。」と判示した（判例タイムズ1239号289頁）。

22 【注4】参与員の意見を聴いて審判をした場合（家事事件手続法40条1項），よって書き
23 は，「よって，参与員の意見を聴いた上，主文のとおり審判する。」となる。